

2023年3月

1. 2023年3月期法人所得税の申告について

ニュージーランドにおける法人所得税申告（Income Tax Return）の課税期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。2023年3月期の法人所得税申告については、申告書の提出期限が **2023年7月7日** となっております。

課税期間の締めに向けて、法人所得税の調整が必要なポイントをまとめましたので、以下ご確認ください。

・貸倒損失（Bad debts）

売掛金の内、回収が不可能であることが確定したものについては、損金算入が可能となります。

・減価償却費

ニュージーランド国税庁（IRD）が定めた減価償却率を使って計算された減価償却費は、法人所得税法上も費用として計上できます。また、NZD1,000以下の什器備品については、減価償却ではなく、購入時に一括で費用として計上することができます。また、固定資産の耐用年数が12か月未満のものも一括損金可能となります。

・交際費

法人所得税法上、交際費の合計金額のうち50%は、損金不算入となります。

・欠損金（Tax losses）

欠損金が生じた場合、企業の49%以上の株主に変更が無いこと、もしくはビジネスを継続要件を満たしていれば、その後発生した課税所得と相殺されるまで、期限なく繰越が可能となります。

・移転価格税制 (Transfer Pricing Rule)

ニューージーランドの会社と海外のグループ会社間での取引（例 日本の親会社とニューージーランド子会社間の親子ローンに係る支払利息など）については、適正価格での取引のみ、法人所得税法上も費用として損金算入が可能です。ただし、適正価格でない場合、あるいは適正であることの証明が難しい場合は、損金不算入となります。グループ間での取引が適正価格で行われているかどうかは、専門的な判断が必要となりますので、弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

花本 聡子

準オーストラリア国・ニューージーランド国勅許会計士

E-Mail : sa.hanamoto@faircongrp.com

「FCG ニューージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。